

# 同朋大学科目等履修生規程

## (総則)

第1条 この規程は、同朋大学学則（以下「学則」という。）第52条に定めるところにより、広く社会の学問的感心に応え、大学教育の社会に開放するために、受講した科目の単位を認定する科目等履修生について定めるものである。

## (種類)

- 第2条 本学の科目等履修生は、「コース履修生」と「科目履修生」の2種類とする。
- 2 「コース履修生」は、所定のテーマについて体系的に学修することを目的とし、指定された科目を2期（1年間）に30単位履修するものとする。
  - 3 「科目履修生」は、任意に科目を選択し履修するものとする。単位数の上限は設けない。
  - 4 「コース履修生」と「科目履修生」とは兼ねることができるものとする。

## (身分)

第3条 科目等履修生は本学学生としての学籍を有しない者とする。ただし、本学園図書館及び研究室等の利用は認められる。

## (就学期間)

第4条 科目等履修生の就学期間は、学年の始めから当該年度末までの1期（半期）又は2期（1年間）とする。

2 前項にかかわらず、コース履修生に科目の未修得が生じた場合は、翌年度に限り引き続き未修得科目を再履修することができる。ただし、本学の都合により科目の内容に変更が生じることがある。

## (出願資格)

第5条 科目等履修生の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学籍を有しない者。
- (2) 学則第34条に定める資格を有する者。
- (3) 同朋高等学校及び高大連携提携を結んだ高等学校、並びに本学が認めた高等学校に在学する高校生。
- (4) 「教職課程」の受講は、学士の学位を有する者に限る。また、免許法施行規則に定める科目区分「教職実践演習」及び「教育実習」の受講は本学出身者に限る。
- (5) 「保育士課程」の受講は本学出身者に限る。
- (6) 「社会福祉士受験資格に関する専門科目」の受講は、「ソーシャルワーク実習」及び「ソーシャルワーク実習指導」の科目で、本学出身者に限る。
- (7) 「精神保健福祉士受験資格に関する専門科目」の受講は、本学出身者に限る。
- (8) 「博物館学芸員課程」の受講は、本学出身者に限る。
- (9) 「社会教育主事課程」の受講は、本学出身者に限る。
- (10) 「福祉レクリエーション・ワーカー受験資格課程」の受講は、本学出身者に限る。
- (11) 外国人科目等履修生の受講は、日本語能力試験3級以上の合格者、もしくは本学で行われる日本語能力試験の合格者。

(出願時期・手続)

第6条 科目等履修生の出願は、前・後期のそれぞれ学期開始前の定められた時期とする。出願は、第9条に定める検定料を添えて、次の各号に定める書類を所定の期日までに提出するものとする。

- (1) 科目等履修生志願票（撮影後3か月以内の写真貼付）
- (2) 最終卒業校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 写真（撮影後3か月以内のもの2枚）
- (4) 基礎資格及び単位修得証明書（教職課程受講希望者のみ）
- (5) 外国人科目等履修生については、日本国内における身元保証書及び保証人の住民票
- (6) 外国人科目等履修生については、日本語能力試験3級以上の合格を証明する書類、もしくは本学学長が日本語能力を証明する書類

2 前期の出願時に、前・後期2期（1年間）にわたり科目履修を希望し、許可された場合、後期（2期目）の出願を必要としない。また、前期に科目等履修生であった者が、後期にあらためて科目等履修生を志願する場合は、前項の(2)(4)(6)の書類を必要としない。

3 第5条(3)に該当する者は、別途書類を提出する。

(選考方法)

第7条 科目等履修生の選考方法は、書類選考とする。

(履修手続及び許可)

第8条 前条の書類選考に合格した者は、第9条に定める検定料に添えて、受講する科目的登録及び必要書類の提出を所定の期日までに行わねばならない。

2 科目等履修生の入学許可は、連合教授会の議を経て学長が行う。

3 他大学出身の受講生で、教職課程の受講を希望する者は、出身大学等の学力に関する証明書を提出するものとする。

4 本条第1項及び第6条に定める書類に不正があった場合は、科目等履修生の許可を取り消すことがある。

(検定料、履修料及びその他の費用)

第9条 科目等履修生の検定料・入学料及び履修料は次のとおりとする。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 検定料              | 10,000円  |
| (2) 入学料              | 10,000円  |
| (3) 履修料 コース履修生（30単位） | 240,000円 |
| 科目履修生 1期（半期）科目       | 20,000円  |
| 2期（通年）科目             | 40,000円  |

2 コース履修生と科目履修生を併願する場合の検定料は10,000円とする。

3 前期で科目等履修生であった者が、後期にあらためて科目等履修生に出願し許可された場合、前項(2)入学金を免除する。

4 第5条(3)に該当する者は、検定料、入学料、履修料を免除する。

5 第1項に定めるもののほか、下記の費用を別に徴収することがある。

- (1) 実習費等教育に必要な費用
- (2) 第4条第2項により再履修する場合の手数料（10,000円）

6 一旦納めた検定料、履修料及びその他の費用は、原則として返還しない。

(出願及び手続きの特例)

第10条 コース履修生が第4条第2項により再履修する場合、第9条第4項第(2)号に定める手数料を添えて次の各号に定める書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 科目等履修生志願票（撮影後3か月以内の写真貼付）

(2) 写真（撮影後3か月以内のもの1枚）

2 前項の場合の検定料・入学料及び履修料は無料とする。

(履修科目的制限)

第11条 コース履修生は、コース指定された科目を変更して履修することはできない。

2 科目履修生は、下記の各号にかかる科目は履修できない。

(1) 必修科目的「外国語」

(2) 授業科目的「演習（講読科目を除く）」「卒業論文」

(3) クラス指定のある科目（必修科目的「宗教と人間」を除く。）

(4) 公認心理師になるために必要な科目

(5) その他本学が特に指定する科目

3 第5条(3)に該当する者は、別に定める科目のみ履修できる。

(登録)

第12条 コース履修生は、コース指定科目を一括登録するものとする。また、出願時に申請したコースを変更することはできない。

2 科目履修生は、出願時に申請した科目以外の科目を登録・履修することはできない。

(試験と単位認定)

第13条 科目等履修生は、履修した科目について学期末試験を受けることができる。

2 前項の科目等履修生には、学則第21条、第27条の規定により単位を認定し、申請に応じて「単位修得証明書」を発行する。

3 コース履修生が所定の科目の単位をすべて履修した場合は、「コース修了証書」を発行する。

4 第5条(3)に該当する者は、本学入学後に学則第21条、第27条の規定により単位を認定する。

(科目等履修生証の交付と返還)

第14条 科目等履修生として許可された者には、「科目等履修生証」を交付する。

2 「科目等履修生証」は、当該学期あるいは年度の終了時に返還しなければならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、連合教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成6年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月2日から施行する。